



熊本県公報

第 1 2 5 1 4 号
平成 28 年 4 月 26 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○こども総合療育センター医療事務業務委託……………	(障がい者支援課) 1
○鳥獣捕獲等事業の認定……………	(自然保護課) 1
○熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱……………	(商工振興金融課) 2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可申請……………	(農地・担い手支援課) 2
○熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務委託の契約者等の決定……………	(会計課) 2
○県営土地改良事業の工事完了……………	(農村計画課) 3
○農用地利用配分計画の認可……………	(農地・担い手支援課) 3
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 3
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 3
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 4
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 4
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 4
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃) 4
○農用地利用配分計画の認可申請……………	(〃) 5
○農用地利用配分計画の認可申請……………	(〃) 6
登 載 依 頼	
○交通管制システム上位装置賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等……………	(警察本部交通規制課) 6
○交通管制システム上位装置賃貸借に係る一般競争入札の実施……………	(〃) 7
○平成 28 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に関する競争入札に参加する者に必要な資格等……………	(教育政策課) 11
○平成 28 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に関する競争入札の実施……………	(〃) 11
正 誤	
○平成 28 年 3 月 18 日熊本県告示第 290 号(保安林の指定の解除に関する予定)中……………	(森林保全課) 15

告 示

熊本県告示第 501 号
 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により次のとおり使用料及び手数料の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
 平成 28 年 4 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
 熊本県こども総合療育センター条例(昭和 30 年熊本県条例第 28 号)第 5 条第 1 項に規定する使用料(同項に規定する診療等に係るものに限る。)及び熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)第 2 条第 1 項第 638 号から第 640 号までに規定する手数料(窓口において現金で納められるものに限る。)の収納の事務
- 2 委託の相手方
 株式会社ニチイ学館
 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地
- 3 委託する期間
 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 502 号
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 18 条の 2 の認定をしたので、同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり公示する。
 平成 28 年 4 月 26 日

熊本県知事 蒲島郁夫

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社九州自然環境研究所
 熊本県菊池郡菊陽町大字原水1159番地5
 中園 朝子

熊本県告示第503号

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成28年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱
 熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱（平成12年熊本県告示第477号）の一部
 を次のように改正する。
 別表中「廃棄物対策課」を「循環社会推進課」に改める。
 附 則
 この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第289号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
 当該農用地利用配分計画は、平成28年4月26日から同年5月9日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
 平成28年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
坂梨 寿良	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字市ノ原1554番ほか1筆
鎌倉 善光	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字流1569番
荒井 弘	阿蘇市狩尾	阿蘇市跡ヶ瀬字流516番
坂梨 祐一	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字四ツ江1415番

2 申請年月日
平成28年4月11日

熊本県公告第290号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
 平成28年4月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局会計課システム・出納班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年3月15日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所九州支社熊本支店
熊本県熊本市中央区花畑町4番1号
- 5 契約金額
30,261,600円（うち消費税及び地方消費税の額2,241,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号の規定による。

熊本県公告第 2 9 1 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	砥川地区	平成 2 4 年 9 月 2 6 日	平成 2 8 年 2 月 2 日	熊本県

熊本県公告第 2 9 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村上 守	阿蘇市永草	阿蘇市乙姫字山西ノ上 8 5 0 番 1 ほか 2 筆
栃原 薫	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字西山田原 1 9 4 3 番 1 ほか 4 筆
栃原 泰明	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字鍋次郎 1 6 8 9 番 1 ほか 2 筆
月足 速男	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字西一丁田 1 5 4 6 番
井上 良治	上益城郡甲佐町西寒野	上益城郡甲佐町大字西寒野字松ノ尾 1 7 1 1 番 1 ほか 1 0 筆
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上新地 2 0 2 0 番ほか 5 筆
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字塘ノ外 6 5 1 番
尾前 照国	球磨郡水上村湯山	球磨郡水上村大字岩野字西ノ園 3 5 0 1 番 3

2 認可年月日

平成 2 8 年 4 月 1 9 日

熊本県公告第 2 9 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社山田ファーム	八代市郡築一番町	八代市南平和町 6 0 番ほか 1 筆
釜 尊光	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町若洲字八番割 3 3 9 番
成田 光彦	八代市東陽町北	八代郡氷川町大野字崩迫 1 8 4 9 番ほか 1 筆

2 認可年月日

平成 2 8 年 4 月 1 9 日

熊本県公告第 2 9 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年4月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
野中 三裕	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の前619番1ほか1筆
早田 雅信	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字鳥井木132番1ほか6筆
全水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字嫁無1681番1

2 認可年月日

平成28年4月19日

熊本県公告第295号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年4月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本田 信次	玉名郡玉東町原倉	玉名市天水町小天宇東大刈6409番31

2 認可年月日

平成28年4月19日

熊本県公告第296号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年4月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森 寿	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字寺井川251番1
福山 正英	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字北井川1628番2ほか1筆

2 認可年月日

平成28年4月22日

熊本県公告第297号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年4月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アイプラ	上益城郡益城町田原	上益城郡益城町大字田原字南大久保13

ントファーム		8 2 番
有限会社松本農園	上益城郡益城町上陳	上益城郡益城町大字惣領字駄飼塚 2 2 4 8 番ほか 1 0 筆
有限会社コウヤマ	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字小谷字高遊 1 5 7 6 番 2 ほか 1 2 筆
橋本 康修	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町鶴ヶ田字大原 9 7 8 番 1 ほか 1 3 筆
佐藤 章	上益城郡山都町大平	上益城郡山都町小峰字川鶴 1 7 6 8 番ほか 1 筆
本田 博之	上益城郡山都町八木	上益城郡山都町八木字野水 4 3 8 番ほか 4 筆
奈須 宗重	上益城郡山都町大見口	上益城郡山都町上差尾字後迫 8 4 9 番
佐藤 金一	上益城郡山都町二瀬本	上益城郡山都町花上字桃木尾北 9 0 番 1 ほか 7 筆
八田 祥吾	上益城郡山都町入佐	上益城郡山都町入佐字ゴキデ 2 5 1 7 番 1
西山 裕也	上益城郡山都町芦屋田	上益城郡山都町芦屋田字前畑 1 0 7 番ほか 3 筆
中島 由博	上益城郡山都町白小野	上益城郡山都町藤木字下前田 6 1 1 番ほか 2 筆
志賀 靖之	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字一ノ瀬 5 7 3 番 1
中村 司郎	上益城郡山都町葛原	上益城郡山都町葛原字葛原 9 6 4 番
堀 希望	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字赤石 2 6 7 3 番 1
木村 敬一	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字船畑 2 2 6 7 番 1 6
伊藤 保次	上益城郡山都町目丸	上益城郡山都町目丸字迫口 2 1 7 6 番ほか 4 筆
鶴田 雄士	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口 1 0 1 1 番ほか 1 筆
有限会社オザキタイヤ商会	天草市志柿町	天草市栖本町馬場字新白洲 3 7 8 7 番 1
嶋田 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田 1 7 9 6 番 1 4 ほか 1 筆
嶋田 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原 1 6 9 8 番 6
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字隠河内 1 6 4 6 番 2 ほか 6 筆
松田 國男	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字元下田 7 7 6 番 1 ほか 2 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県公告第 2 9 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 4 月 2 6 日から同年 5 月 9 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

株式会社有機農場	菊池市七城町菰入	菊池市七城町菰入字苗代町 5 3 6 番 2 ほか 4 筆
吉岡 秀敏	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字鶴中 1 3 3 1 番
吉岡 信也	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字前田 1 6 5 3 番
那須 啄弥	菊池郡菊陽町光の森	菊池郡菊陽町大字原水字上中野 5 4 4 8 番 2
那須 彰一	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字上前通 5 1 9 2 番 1 ほか 1 筆

2 申請年月日
平成 2 8 年 4 月 7 日

熊本県公告第 2 9 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 4 月 2 6 日から同年 5 月 9 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉田 謙治	山鹿市長坂	山鹿市長坂字鑑 1 4 9 9 番
星子 晴久	山鹿市長坂	山鹿市長坂字中津留 1 2 2 6 番 1 ほか 1 筆
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字中ノ口 2 8 4 番 ほか 2 筆

2 申請年月日
平成 2 8 年 4 月 8 日

登載依頼

熊本県警察本部告示第 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

熊本県警察本部長 後藤 和宏

- 1 競争入札に付する事項
交通管制システム上位装置賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成28年5月12日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県警察本部公告第245号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年4月26日

熊本県警察本部長 後藤 和宏

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
交通管制システム上位装置賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
交通管制システム上位装置 一式
- (3) 借入物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 (内線5233)
ファックス番号 096-383-3717
- (4) 借入物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (5) 借入物品の規格、品質等
交通管制システム上位装置賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約締結の日から平成34年2月28日まで
- (7) 借入期間
平成29年3月1日から平成34年2月28日まで
- (8) 納入期限
平成29年2月28日(火)まで
- (9) 納入場所
ア 熊本県警察本部交通規制課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
イ 熊本北警察署
熊本市中央区草葉町5番13号
ウ 熊本南警察署
熊本市南区十禅寺三丁目3番28号
エ 熊本東警察署
熊本市東区東町三丁目10番1号
オ 玉名警察署
玉名市岩崎51番地
カ 荒尾警察署
荒尾市蔵満1863番地2
キ 山鹿警察署
山鹿市泉町102番地
ク 阿蘇警察署
阿蘇市一の宮町宮地4523番地2
ケ 八代警察署
八代市西松江城町11番40号
コ 上天草警察署
上天草市大矢野町中11582番地3
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること、この確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書（別添様式 4）
- イ 機能等証明書技術審査結果通知書（別添様式 3）
- ウ 役員等一覧（別添様式 5）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及び(1)ウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及び(1)ウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及び(1)ウの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成28年6月1日（水）午後5時まで

(4) 提出先

- 1 (4)に掲げる入札担当部局
- 熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書（別添様式 6）により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年6月1日（水）午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年6月14日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年6月13日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成28年6月14日（火）午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（別添様式 7）（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状（別添様式 9）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年6月13日（提出）午後5時（必着）までに1(4)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に借入物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、借入物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書（別添様式 8）を入れること。

(4) 開札の方法、日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者

- が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（60 月）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (3) に掲げる発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係
電話番号 096-381-0110（内線 5233）
ファックス番号 096-383-3717
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
 - (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
 - (1) Name and quantity of the services to be leased (借入物品、数量)
A Set of UpperSystem Equipment For The Traffic Control Center
 - (2) Date and Place for tender: (入札期日)
Date: June 14th, 2016, 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (熊本県出納局管理調達課)
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,

Traffic Management and Control Division (熊本県警察本部交通規制課)
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(5233)

- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only):
June 13th, 2016, 5:00pm
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only

熊本県教育委員会告示第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年4月26日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
平成28年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定されたのうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「機械・器具類（OA機器・ソフトウェア等）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年5月13日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期限
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
（5）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第7号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月26日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
平成28年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

- ファックス番号 096-381-9010
- (4) 業務の内容
 マイクロソフト社 教育機関向け総合契約のライセンスの調達
 ・ Desktop Education with Enterprise CAL
 ・ FTE: 4, 750
 ・ ライセンス期間 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
 その他、平成28年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書のとおり。
- (5) 業務完了報告書及びライセンスを証する書面等の納入期限
 平成28年7月29日
- (6) 納入場所
 (2) に掲げる発注・契約担当部局
- (7) 入札方式 (紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、入札の承認を受ける際に、紙入札による入札はできない。と認められる者
 ア 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
 入札金額は、本調達業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な事項
 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種(詳細業種)が「機械・器具類(OA機器・ソフトウェア等)」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有している場合、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格内容変更届による登録内容の変更が必要ない場合は、次のアの間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日競争相手入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間公告の日から平成28年5月13日(金)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合はアに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類を電子入札システム

- により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用し提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年5月27日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年5月27日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年6月7日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年6月6日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア)日時 平成28年6月7日(火) 午前10時
(イ)場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年6月6日(月)(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中封筒」と及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きしたうえで、業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により

作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金を免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限 イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity
Microsoft's site license agreement for schools
・Desktop Education with Enterprise CAL
・FTE: 4, 750

(2) Date and place to tender:
Date: June 7th, 2016, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuō-ku, Kumamoto-City,
Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan

Phone : 096 - 333 - 2674
 (6) Other
 Language : Japanese
 Currency : Japanese Yen

正 誤

平成28年3月18日熊本県告示第290号（保安林の指定の解除に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ページ	行	正	誤
2	53	まで・字山口853番69から853番71まで(以上9筆国有林)	まで、字山口853番69から853番71まで
2	55	3 解除の理由 道路用地とするため	3 解除の理由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備えて縦覧に供する。)